

証券コード 2294

2019年5月8日

株 主 各 位

三重県桑名市吉之丸8番地

株式会社 柿安本店

代表取締役社長 赤 塚 保 正

第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年5月23日（木曜日）午後6時までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年5月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 三重県桑名市中央町三丁目20番地
NTNシティホール（桑名市民会館）大ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第51期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）事業報告及び
計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件

4. 株主様へのお願い

- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以 上

~~~~~

◎ 株主資本等変動計算書及び個別注記表は、法令及び当社定款第17条に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト（<https://www.kakiyasuhonten.co.jp/ir/stock/meeting.php>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

◎ 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイト（<https://www.kakiyasuhonten.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事 業 報 告

( 2018年 3 月 1 日から  
2019年 2 月28日まで )

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、堅調な企業収益や雇用環境の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移しました。個人消費は、所得環境が改善していることから拡大基調を維持しているものの、相次ぐ自然災害の影響や節約意識の高まりにより、その足取りは力強さに欠けるものとなりました。また、海外における貿易摩擦に伴い世界経済の不確実性が継続している等、国内外の経済が不安視される先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社は引き続き「肉の老舗」ならではの「肉」を訴求した商品の拡充や商品力の向上に取り組みました。

出退店・改装につきましては、「柿安 Meat Express」「奇跡の親子丼」のフードコート業態を中心に計47店を出店するとともに、8店の改装、12店の退店を行いました。

<出退店・改装の状況>

| 区 分           | 出 店 | 退 店 | 改 装 |
|---------------|-----|-----|-----|
| 精 肉 事 業       | 2店  | 1店  | 3店  |
| 惣 菜 事 業       | 5店  | －   | 2店  |
| 和 菓 子 事 業     | 23店 | 6店  | 2店  |
| レ ス ト ラ ン 事 業 | 17店 | 2店  | 1店  |
| 食 品 事 業       | －   | 3店  | －   |
| 合 計           | 47店 | 12店 | 8店  |

以上の結果、当事業年度の売上高は44,342百万円（前事業年度比1.4%増）、営業利益は2,338百万円（同6.3%減）、経常利益は2,412百万円（同6.7%減）、また当期純利益は1,630百万円（同1.3%増）となりました。

なお当社は、2018年2月期は連結業績を開示しておりましたが、当事業年度より非連結での業績を開示しております。そのため、セグメント別の前事業年度との比較は記載しておりません。

(a) 精肉事業

精肉事業につきましては、牛一頭分の部位をお値打ちにご提供する企画「一頭セール」の他、『あぐ〜』をはじめとする銘柄豚や、銘柄鶏による販売拡大を図る等、「肉の老舗」としての商品力向上に努めました。

出退店・改装につきましては、アクティブG店、東武百貨店池袋店の2店を出店した他、北千住マルイ店をはじめ3店を改装した一方、1店を退店いたしました。

この結果、当事業の売上高は15,359百万円、セグメント利益（営業利益）は1,623百万円となりました。

(b) 惣菜事業

惣菜事業につきましては、主力定番商品である「牛めし」の他、当社の看板商品である「牛肉しぐれ煮」を用いた巻物、食欲に訴えかける香り高い『香ばしいガーリックローストビーフ』等、店内厨房を持つ当社の強みを活かした出来立て惣菜による訴求に努めました。

出退店・改装につきましては、ラゾーナ川崎ダイニング他、計5店を出店、2店を改装いたしました。

この結果、当事業の売上高は13,830百万円、セグメント利益（営業利益）は1,235百万円となりました。

(c) 和菓子事業

和菓子事業につきましては、基幹定番商品である「おはぎ」の継続的な見直しを行い、商品力の向上を図った他、「いちご・みかん・抹茶」等の季節商品の投入時期の見直しを進め、季節感のある売り場展開に注力いたしました。また、日持ちする商品（最中・ようかん等）の拡充による売上高の伸長を図りました。

出退店・改装につきましては、計23店を出店するとともに、2店の改装を行いました。一方、6店を退店いたしました。

この結果、当事業の売上高は7,496百万円、セグメント利益（営業利益）は362百万円となりました。

(d) レストラン事業

レストラン事業につきましては、フードコート業態の「柿安 Meat Express」に加え、新たに「奇跡の親子丼」業態を展開、両ブランドでは「牛肉しぐれ煮」を用いたメニューの他、「牛すき焼丼」、「豚のしょうが焼丼」、「鶏の唐揚げ丼」等、古くから親しみのあるメニューを当社秘伝の味付けによりご提供しております。また、料亭業態「柿安 花れ」を六本木ヒルズに出店、「しゃぶしゃぶ+ビュッフェ料理」の新ブランド「柿安 Meat Buffet」をテラスモール湘南に出店する等、ブランドイメージ向上への取り組みとともに、業容の拡大を図っております。

出退店・改装につきましては、「柿安 Meat Express」を中心に計17店を出店するとともに、1店を改装、一方、2店を退店いたしました。

この結果、当事業の売上高は5,455百万円、セグメント利益（営業利益）は54百万円となりました。

(e) 食品事業

食品事業につきましては、少量食べ切りサイズの牛肉しぐれ煮シリーズの投入を行い、お茶碗一杯分の『お茶碗 牛肉しぐれ煮丼』や「すき焼丼」等、老舗の味をご家庭で手軽に楽しめる、日常使い商品のご提案に努めました。

この結果、当事業の売上高は2,199百万円、セグメント利益（営業利益）は331百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当社では、急速に変化する食関連市場の中で積極的な事業展開と、お客様のニーズへの対応のため、総額1,192百万円の設備投資（有形固定資産の他、無形固定資産及び長期前払費用を含む。）を実施いたしました。

主な投資といたしましては、店舗の出店及び改装・美装に970百万円（レストラン事業479百万円、精肉事業220百万円、和菓子事業158百万円、惣菜事業111百万円）、工場の生産設備増強・更新に55百万円、社内IT環境の構築・整備に54百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 当社の現状の認識について

当社を取り巻く食関連業界における事業環境は、原材料価格の高止まりや人財確保のための関連コストの増加、また、食の安全・安心への対応や少子高齢化の進展など、今後も厳しいものが予想されます。

この厳しい経営環境の中でも、利益の創出とともに成長し続ける強い企業体質の構築を目指してまいります。

##### ② 経営の基本方針

当社は、『おいしいものをお値打ちに提供する』の経営理念に基づき、徹底しておいしさの追求を行うとともに、潜在ニーズの掘り起こしを新商品及び新業態開発により行い、事業の新陳代謝を図ってまいりました。

おいしさの追求は柿安の原点であり、これを企業メッセージに『おいしさ、育む。』と表現し、今後もおいしさの更なる磨き上げを目指し、生産者の顔の見える食材の開拓、拡大や鮮度向上など食材へのこだわり強化と併せ、店内厨房で料理人が毎日つくるおいしさの向上に努めてまいります。

##### ③ 対処すべき課題と対処方針

新たなマーケットへの準備とともに、レストラン事業の出店エリア拡大、業態の多様化による出店強化、精肉・惣菜事業の安定的な出店により成長を図るとともに、各分野の商品開発力、技術力向上に向け人財育成、教育を強化してまいります。

なお、当社は、2019年2月21日に公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に基づく勧告を受けました。

本勧告においては、当社が商品の製造委託先の一部から「販売協力金」を収受していた行為が下請法に定める「下請代金の減額の禁止」に違反すると判断されました。当該「販売協力金」は既に返還しております。

当社は、今回の勧告を真摯に受け止め、下請法遵守に関する社内研修等を実施してコンプライアンスの強化と再発防止に努めてまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### 財産及び損益の状況

| 区 分                       | 第48期<br>(2016年2月期) | 第49期<br>(2017年2月期) | 第50期<br>(2018年2月期) | 第51期<br>(当事業年度)<br>(2019年2月期) |
|---------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高 (百万円)                 | 43,527             | 43,508             | 43,957             | 44,342                        |
| 経常利益 (百万円)                | 2,417              | 2,279              | 2,681              | 2,412                         |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 (百万円) | 1,350              | 1,253              | 1,671              | －                             |
| 当期純利益 (百万円)               | －                  | －                  | －                  | 1,630                         |
| 1株当たり当期純利益 (円)            | 120.08             | 116.22             | 157.09             | 155.72                        |
| 総資産 (百万円)                 | 17,689             | 17,997             | 18,961             | 18,948                        |
| 純資産 (百万円)                 | 12,944             | 13,404             | 14,065             | 14,530                        |
| 1株当たり純資産額 (円)             | 1,186.90           | 1,252.08           | 1,343.65           | 1,388.13                      |

(注) 1. 第48期より第50期まで連結計算書類を作成しているため、同期間の各数値については連結計算書類の数値を記載しております。

2. 2018年6月8日付で連結子会社であった柿安グルメフーズ株式会社を吸収合併したことにより、連結子会社が存在しなくなったため、第51期の各数値については単体の数値を記載しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

2018年6月8日付で連結子会社であった柿安グルメフーズ株式会社を吸収合併したことにより、連結子会社が存在しなくなったため、該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容（2019年2月28日現在）

当社は、主に、精肉、惣菜、和菓子、牛肉しぐれ煮の製造販売及びレストランの運営を行っております。なお、2018年4月11日開催の取締役会の決議に基づき、2018年6月8日を効力発生日として、連結子会社であった柿安グルメフーズ株式会社を吸収合併いたしました。

### <精肉事業>

松阪牛及び自社ブランド「柿安牛」を核に全国のブランド牛肉、豚肉や鶏肉から肉加工品・惣菜類に至る幅広い品揃えの専門店として展開を行っております。安全でおいしい牛肉の安定供給のために契約飼育農家との独自の肥育技術の開発・改良を行うとともに、加工の社内一貫体制を持ち、店頭販売の他、産地直送ギフトなどを扱っております。

### <惣菜事業>

「柿安ダイニング」（洋惣菜）、「柿安上海D E L I」（中華惣菜）など、主に百貨店におけるダイニング部門をはじめ、牛めし弁当専門店「柿安牛めし」、路面惣菜店「おかずや柿安」など多様な惣菜業態を展開しております。ダイニング部門では、全ての店舗に厨房を設置し、出来立てのおいしさにこだわるとともに、ライブによる躍動感を演出しております。また、旬の味覚、高品質野菜など厳選した食材を使用し、安全・安心で体にやさしいメニューを提供しております。

### <和菓子事業>

量販店・駅ビル等の「口福堂」において、おはぎ・どら焼及びわらび餅などの和菓子、主に高速道路サービスエリアの「柿次郎」にて、和菓子に弁当類を加え、製造販売を行っております。

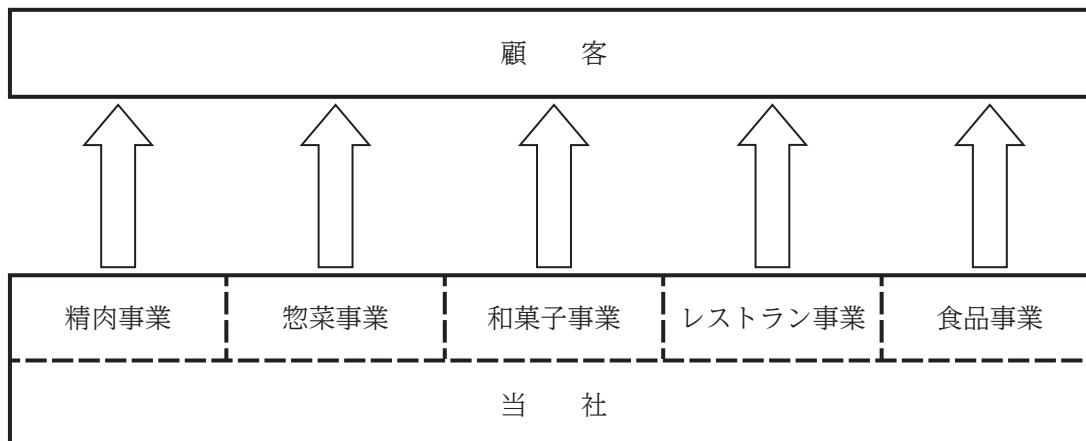
### <レストラン事業>

「好きなものを、好きなときに、好きなだけ」をコンセプトに、旬の食材を使った健康的な料理を提供している「三尺三寸箸」や中華業態「上海柿安」のビュッフェ部門、松阪牛・柿安牛のすき焼、しゃぶしゃぶなどの肉料理と懷石料理等の日本料理を主力メニューに、落ち着いた店舗施設とサービスを加えた「柿安」部門及び本格的なお肉専門のレストラン「柿安 Meat Meet」などのグリル部門、こだわりの肉料理の丼メニューを中心に提供する「柿安 Meat Express」や「奇跡の親子丼」のフードコート部門を展開しております。

### <食品事業>

主に、百貨店及び量販店におけるしぐれ煮及び松阪牛・柿安牛等の産地直送ギフトの販売を行っております。「しぐれ煮」は三重県桑名市に伝わる製法で素材の味を生かし、佃煮とは異なり柔らかく炊き上げたものであります。牛肉、海産物及び山菜類等の厳選した材料を使用した当社しぐれ煮類は、主に贈答用としてお歳暮・お中元ギフトに利用されております。

事業の系統図は次のとおりであります。



### (8) 主要な営業所及び工場（2019年2月28日現在）

|      |        |
|------|--------|
| 本社   | 三重県桑名市 |
| 東京本部 | 東京都品川区 |
| 店舗   | 406店舗  |

店舗の地域別分布

| 区 分     |       |  | 精 肉 事 業 | 惣 菜 事 業 | 和 菓 子 事 業 | レストラン事業 | 食 品 事 業 | 計   |
|---------|-------|--|---------|---------|-----------|---------|---------|-----|
|         |       |  | 店       | 店       | 店         | 店       | 店       | 店   |
| 北 海 道   | 宮 城 県 |  | 1       | 6       | —         | —       | —       | 7   |
| 山 形 県   |       |  | 2       | 1       | 1         | —       | —       | 4   |
| 福 島 県   |       |  | —       | —       | 1         | —       | —       | 1   |
| 茨 城 県   |       |  | —       | —       | 1         | —       | —       | 1   |
| 栃 木 県   |       |  | 1       | 1       | 4         | —       | —       | 6   |
| 群 馬 県   |       |  | 1       | 2       | 2         | —       | —       | 5   |
| 埼 玉 県   |       |  | —       | —       | 4         | —       | —       | 4   |
| 千 葉 県   |       |  | 3       | 4       | 10        | 8       | —       | 25  |
| 東 京 都   |       |  | 1       | 6       | 18        | 2       | 1       | 28  |
| 神 奈 川 県 |       |  | 6       | 25      | 14        | 5       | 4       | 54  |
| 新 潟 県   |       |  | 5       | 4       | 15        | 5       | 2       | 31  |
| 富 山 県   |       |  | —       | 1       | 2         | —       | —       | 3   |
| 石 川 県   |       |  | —       | —       | 3         | —       | —       | 3   |
| 山 梨 県   |       |  | —       | —       | 2         | —       | —       | 2   |
| 長 野 県   |       |  | —       | —       | 2         | —       | —       | 2   |
| 岐 阜 県   |       |  | —       | —       | 3         | —       | —       | 3   |
| 静 岡 県   |       |  | 2       | —       | 6         | 1       | —       | 9   |
| 愛 知 県   |       |  | 1       | 1       | 11        | 2       | —       | 15  |
| 三 重 県   |       |  | 4       | 13      | 33        | 14      | 2       | 66  |
| 滋 賀 県   |       |  | 3       | 4       | 11        | 5       | —       | 23  |
| 京 都 府   |       |  | —       | 1       | 3         | —       | —       | 4   |
| 大 阪 府   |       |  | 1       | 3       | 3         | 1       | —       | 8   |
| 兵 庫 県   |       |  | 2       | 9       | 12        | 3       | 5       | 31  |
| 奈 良 県   |       |  | 1       | 3       | 5         | —       | —       | 9   |
| 和 歌 山 県 |       |  | —       | 4       | 4         | —       | —       | 8   |
| 鳥 取 県   |       |  | —       | —       | 1         | —       | —       | 1   |
| 島 根 県   |       |  | —       | —       | 1         | —       | —       | 1   |
| 岡 山 県   |       |  | —       | —       | 1         | —       | —       | 1   |
| 広 島 県   |       |  | —       | 2       | 2         | —       | —       | 4   |
| 山 口 県   |       |  | 1       | 2       | 8         | —       | —       | 11  |
| 徳 島 県   |       |  | —       | —       | 4         | —       | —       | 4   |
| 香 川 県   |       |  | —       | —       | 1         | —       | —       | 1   |
| 愛 媛 県   |       |  | —       | —       | 4         | —       | —       | 4   |
| 福 岡 県   |       |  | 1       | —       | 1         | —       | —       | 2   |
| 長 崎 県   |       |  | 1       | 5       | 13        | —       | —       | 19  |
| 熊 本 県   |       |  | —       | —       | 1         | —       | —       | 1   |
| 大 分 県   |       |  | —       | —       | 3         | —       | —       | 3   |
| 鹿 児 島 県 |       |  | —       | —       | 1         | —       | —       | 1   |
| 計       |       |  | —       | —       | 1         | —       | —       | 1   |
| 計       |       |  | 37      | 97      | 212       | 46      | 14      | 406 |

工場

|            |        |
|------------|--------|
| ミートセンター    | 三重県桑名市 |
| しぐれセンター    | 三重県桑名市 |
| スイーツファクトリー | 三重県桑名市 |

(9) 使用人の状況 (2019年2月28日現在)

| 事業部門    | 使用人数            |
|---------|-----------------|
| 精肉事業    | 297 (281) 名     |
| 惣菜事業    | 399 (681) 名     |
| 和菓子事業   | 61 (836) 名      |
| レストラン事業 | 159 (327) 名     |
| 食品事業    | 35 (35) 名       |
| 全社 (共通) | 128 (30) 名      |
| 合計      | 1,079 (2,190) 名 |

| 使用人数            | 前事業年度末比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------------|-------------|-------|--------|
| 1,079 (2,190) 名 | 28 (△264) 名 | 40.2歳 | 8.2年   |

(注) 使用人数は就業人員数であり、パート社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) **主要な借入先の状況**（2019年2月28日現在）

該当事項はありません。

(11) **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

**2. 会社の株式に関する事項**

- (1) **発行可能株式総数** 46,300,800株
- (2) **発行済株式の総数** 12,446,700株（自己株式1,978,814株を含む。）
- (3) **株主数** 11,609名
- (4) **大株主（上位10名）**

| 株 主 名                       | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-----------------------------|-------|---------|
| 株 式 会 社 赤 塚 興 産             | 902千株 | 8.6%    |
| 赤 塚 保 正                     | 313   | 3.0     |
| 株 式 会 社 百 五 銀 行             | 273   | 2.6     |
| 東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社 | 260   | 2.5     |
| 赤 塚 勝 子                     | 249   | 2.4     |
| 赤 塚 美 雪                     | 205   | 2.0     |
| 柿 安 社 員 持 株 会               | 186   | 1.8     |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社         | 150   | 1.4     |
| 赤 塚 元 康                     | 134   | 1.3     |
| 柿 安 取 引 先 持 株 会             | 125   | 1.2     |

(注) 1. 当社は自己株式（1,978,814株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

**3. 新株予約権等に関する事項**

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2019年2月28日現在）

| 会社における地位 | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                          |
|----------|-----------|-------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 赤 塚 保 正   | 営業本部長<br>リスク管理委員会委員長                                  |
| 取締役副社長   | 岡 本 貫 之   | 社長補佐                                                  |
| 専務取締役    | 赤 塚 義 弘   | 管理本部長                                                 |
| 取締役      | 中 本 攻     | 中本総合法律事務所代表                                           |
| 取締役      | 上 垣 清 澄   |                                                       |
| 常勤監査役    | 祖 父 江 宗 大 |                                                       |
| 監査役      | 梶 川 融     | 太陽有限責任監査法人代表社員 会長<br>キッコーマン株式会社社外監査役<br>三菱鉛筆株式会社社外監査役 |
| 監査役      | 百 瀬 雅 教   |                                                       |
| 監査役      | 根 岸 康 二   | キッコーマンレストラン株式会社<br>代表取締役社長                            |

- (注) 1. 取締役中本 攻氏及び上垣清澄氏は、社外取締役であります。
2. 取締役中本 攻氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役梶川 融氏、百瀬雅教氏及び根岸康二氏は、社外監査役であります。
4. 監査役梶川 融氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は取締役中本 攻氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 当社は監査役梶川 融氏、百瀬雅教氏及び根岸康二氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
7. 当社は社外取締役中本 攻氏及び上垣清澄氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、悪意または重大な過失があった場合を除き、法令に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする旨の契約を締結しております。
8. 当社は社外監査役梶川 融氏、百瀬雅教氏及び根岸康二氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、悪意または重大な過失があった場合を除き、法令に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度とする旨の契約を締結しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支 給 人 員     | 報 酬 等 の 額         |
|--------------------|-------------|-------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 6名<br>(2名)  | 179百万円<br>(24百万円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4名<br>(3名)  | 31百万円<br>(18百万円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 10名<br>(5名) | 210百万円<br>(42百万円) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1996年12月25日開催の第28期定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1996年12月25日開催の第28期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
4. 当事業年度末現在の取締役は5名（うち社外取締役は2名）、監査役は4名（うち社外監査役は3名）であります。
5. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与の支払に対する引当金繰入額（取締役3名に対し36百万円）が含まれております。
6. 上記報酬等の額のほか、2018年5月25日開催の第50期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役に対して、役員退職慰労金として11百万円を支給しております。なお、この金額は過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額と同額であります。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役中本 攻氏は、中本総合法律事務所代表を兼務しております。  
なお、当社と中本総合法律事務所との間には特別の取引関係はありません。
  - ・ 監査役梶川 融氏は、太陽有限責任監査法人代表社員会長及びキッコーマン株式会社社外監査役並びに三菱鉛筆株式会社社外監査役を兼務しております。  
なお、当社と太陽有限責任監査法人及びキッコーマン株式会社並びに三菱鉛筆株式会社との間には特別の取引関係はありません。
  - ・ 監査役根岸康二氏は、キッコーマンレストラン株式会社代表取締役社長を兼務しております。  
なお、当社とキッコーマンレストラン株式会社との間には特別の取引関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係  
・該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況  
・取締役会及び監査役会への出席状況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 内 容                                                                                      |
|-------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 中 本 攻   | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、弁護士としての専門的な見地から審議に関して必要な発言を適宜行っております。                               |
| 取 締 役 | 上 垣 清 澄 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、過去の会社役員等の豊富な経験から審議に関して必要な発言を適宜行っております。                              |
| 監 査 役 | 梶 川 融   | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、また、同じく開催された監査役会12回のうち12回に出席し、主に、公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。        |
| 監 査 役 | 百 瀬 雅 教 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、また、同じく開催された監査役会12回のうち12回に出席し、過去の会社役員等の豊富な経験から審議に関して必要な発言を適宜行っております。 |
| 監 査 役 | 根 岸 康 二 | 当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席し、また、同じく開催された監査役会12回のうち11回に出席し、過去の会社役員等の豊富な経験から審議に関して必要な発言を適宜行っております。 |

(注) 当社は2019年2月21日付で公正取引委員会から下請法に基づく勧告を受けました。各社外役員は、平素から取締役会等において法令遵守を徹底するよう発言を行っており、また、当該違反行為判明後には、原因究明及び再発防止策等に関して助言を行うなど、その職責を果たしております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

### (2) 報酬等の額

| 区 分                            | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 18百万円     |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18百万円     |

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、従前の監査及び報酬の実績の推移、報酬見積の算出根拠等並びに非監査報酬などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### 業務の適正を確保するための体制

当社は、株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制に関し、取締役会において次のとおり決議しております。

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、全役職員を対象とした行動指針として株式会社柿安本店行動規範を定め、これを全役職員に周知徹底させる。
  - ロ. コンプライアンス担当役員を置き、内部統制を推進する組織を設置するとともに、リスク管理体制とコンプライアンス体制の構築及び運用を行う。
  - ハ. コンプライアンス等に関する情報について、通常の報告ルートとは異なる内部通報制度（ホットライン）を整備するとともに、公益通報者保護法の趣旨に沿って制定された規程により、その運用を行う。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、適切かつ確実に検索が容易な状態で保存・管理するとともに、情報種別に応じて適切な保存期間を「文書保存期間一覧表」に定め、期間中は閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. リスク管理を統括する部門としてリスク管理委員会を常設し、リスク管理規程を定めリスク管理体制の構築及び運用を行う。当委員会の委員長は、代表取締役とする。
  - ロ. 各部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスク管理委員会へ定期的にリスク管理の状況を報告することにより、これを全社的認識事項とする。
  - ハ. 監査役及び監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役・執行役員等の職務分掌に基づき、代表取締役及び各担当取締役・執行役員に業務の執行を行わせる。
  - ロ. 各担当取締役・執行役員は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務執行体制を決定する。
  - ハ. 代表取締役は、各担当取締役・執行役員に、その執行状況を取締役会及び経営会議において報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。
- ⑤ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は当該監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人として、当社の監査室員を指名することができる。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役の職務を補助すべき使用人は、専ら監査役の指示に従って、その監査役の補助に専念する。
- また、その任命・異動に際しては、予め常勤監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制
- イ. 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧する。
  - ロ. 次のような緊急事態が発生した場合には、取締役及び使用人は、遅滞なく監査役に報告する。
    - ・ 当社の財務及び事業に重大な影響を及ぼす恐れのある決定等の内容
    - ・ その他著しい損失等会社経営に甚大な影響を与える事象が発生したとき、または発生することが予想されるとき
    - ・ 重大な法令違反または定款違反事実

- ⑧ 当社の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制  
当社は、監査役に対し報告した取締役、監査役及び使用人が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止し、報告者を保護する。
- ⑨ 職務の執行について生ずる費用の前払いまたは処理に係る方針に関する事項  
当社の監査役が職務を執行する上で、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払う。
- ⑩ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役、監査室は各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査結果及び指摘・提言事項につき、協議及び意見交換するなど密接な連携を図る。
  - ロ. 監査役、監査室は、会計監査人とも連携するとともに相互に牽制を図る。
  - ハ. 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士・公認会計士及びその他の外部専門家を自らの判断で活用する。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保する体制  
金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出を全うするため、内部統制システムの構築をさらに推進する。また、当該システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- イ. 当社は、上記の①イ. に定める行動規範の中に「反社会的勢力との関係の遮断」を明記し、こうした勢力との関係は理由の如何を問わず、これを排除する。
  - ロ. 日常における取引の中に、反社会的勢力の関係者または関係団体が潜り込むことのないよう、取引先について信頼すべき調査機関によりこれを十分に調査する。
  - ハ. 反社会的勢力に関する情報収集を怠らず、警察当局、顧問弁護士、その関係機関との緊密な連携を図る。また、こうした勢力と対峙した場合についての教育、啓蒙を継続的に行う。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

（重要な会議の開催状況）

取締役会は、経営上の意思決定及び業務執行の監督を行う機関として位置付け、運用を行っております。毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務遂行の状況を逐次確認しております。また、経営環境の変化に的確に対応するため、経営と業務執行体制の強化を目指し、執行役員制度を導入しており、取締役、執行役員及び部門責任者による経営会議を原則として月3回開催し、業務執行状況の確認を行い、業務執行の迅速化、情報の共有化及び法令遵守の徹底を図っております。

監査役会は原則として月1回開催し、状況により取締役に出席を求め、業務執行状況の説明を求め、監査業務の精度向上を図っております。また、内部監査担当者及び会計監査人との情報交換により、より効果的な監査業務の実施を図っております。

# 貸 借 対 照 表

(2019年2月28日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部                |               | 負 債 の 部                 |               |
|------------------------|---------------|-------------------------|---------------|
| 科 目                    | 金 額           | 科 目                     | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>10,672</b> | <b>流 動 負 債</b>          | <b>3,762</b>  |
| 現 金 及 び 預 金            | 7,214         | 買 掛 金                   | 1,216         |
| 売 掛 金                  | 2,567         | リ ー ス 債 務               | 5             |
| 商 品 及 び 製 品            | 314           | 未 払 金                   | 368           |
| 仕 掛 品                  | 166           | 未 払 法 人 税 等             | 443           |
| 原 材 料 及 び 貯 蔵 品        | 171           | 未 払 消 費 税 等             | 203           |
| 前 払 費 用                | 6             | 前 受 金                   | 8             |
| 繰 延 税 金 資 産            | 210           | 未 払 費 用                 | 1,010         |
| そ の 他                  | 20            | 預 り 金                   | 61            |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>8,276</b>  | 賞 与 引 当 金               | 375           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>6,261</b>  | 役 員 賞 与 引 当 金           | 36            |
| 建 築 物                  | 3,231         | 資 産 除 去 債 務             | 32            |
| 機 械 及 び 装 置            | 14            | <b>固 定 負 債</b>          | <b>655</b>    |
| 車 輜 運 搬 具              | 230           | リ ー ス 債 務               | 10            |
| 工 具 器 具 及 び 備 品        | 5             | 長 期 未 払 金               | 63            |
| 土 地                    | 523           | 資 産 除 去 債 務             | 581           |
| リ ー ス 資 産              | 2,224         | <b>負 債 合 計</b>          | <b>4,417</b>  |
| 建 設 仮 勘 定              | 14            | <b>純 資 産 の 部</b>        |               |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>247</b>    | <b>株 主 資 本</b>          | <b>14,541</b> |
| 借 地 権                  | 5             | 資 本 金                   | 1,269         |
| ソ フ ト ウ エ ア            | 103           | 資 本 剰 余 金               | 1,074         |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定      | 124           | 資 本 準 備 金               | 1,074         |
| 電 話 加 入 権              | 12            | <b>利 益 剰 余 金</b>        | <b>15,739</b> |
| そ の 他                  | 0             | 利 益 準 備 金               | 125           |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>1,767</b>  | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 15,614        |
| 投 資 有 価 証 券            | 134           | 別 途 積 立 金               | 8,800         |
| 長 期 前 払 費 用            | 218           | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 6,814         |
| 前 払 年 金 費 用            | 69            | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△3,542</b> |
| 繰 延 税 金 資 産            | 314           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | △10           |
| 差 入 保 証 金              | 1,019         | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | △10           |
| そ の 他                  | 10            | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>14,530</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>18,948</b> | <b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>  | <b>18,948</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

( 2018年 3 月 1 日から  
2019年 2 月28日まで )

(単位：百万円)

| 科 目                                | 金 額       |        |
|------------------------------------|-----------|--------|
| 売 上 高                              |           | 44,342 |
| 売 上 原 価                            |           | 22,417 |
| 売 上 総 利 益                          |           | 21,924 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費                |           | 19,585 |
| 営 業 利 益                            |           | 2,338  |
| 営 業 外 収 益                          |           | 91     |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金<br>そ の 他         | 3<br>87   |        |
| 営 業 外 費 用                          |           | 18     |
| 支 払 利 息<br>そ の 他                   | 0<br>18   |        |
| 経 常 利 益                            |           | 2,412  |
| 特 別 利 益                            |           | 492    |
| 固 定 資 産 売 却 益<br>抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益 | 13<br>479 |        |
| 特 別 損 失                            |           | 596    |
| 固 定 資 産 除 却 損                      | 65        |        |
| 減 損 損 失                            | 428       |        |
| 店 舗 閉 鎖 損 失<br>そ の 他               | 35<br>66  |        |
| 税 引 前 当 期 純 利 益                    |           | 2,308  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税            | 780       | 678    |
| 法 人 税 等 調 整 額                      | △102      |        |
| 当 期 純 利 益                          |           | 1,630  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年4月9日

株式会社柿安本店

取締役会 御 中

東陽監査法人

|         |       |           |
|---------|-------|-----------|
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 高 津 清 英 ㊞ |
| 業務執行社員  |       |           |
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 梶 田 哲 也 ㊞ |
| 業務執行社員  |       |           |
| 指 定 社 員 | 公認会計士 | 岡 本 徹 ㊞   |
| 業務執行社員  |       |           |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社柿安本店の2018年3月1日から2019年2月28日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載のとおり、公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法に基づく勧告を受けました件につきましては、再発防止及びコンプライアンスの徹底に取り組んでいることを確認しています。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月10日

株式会社柿安本店 監査役会

|       |       |     |   |
|-------|-------|-----|---|
| 常勤監査役 | 祖 父 江 | 宗 大 | ⓐ |
| 社外監査役 | 梶 川   | 融   | ⓑ |
| 社外監査役 | 百 瀬   | 雅 教 | ⓒ |
| 社外監査役 | 根 岸   | 康 二 | ⓓ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策と位置づけ、利益配分につきましては将来の事業展開や経営環境の変化に対応するため、内部留保に留意しつつ、安定的な配当を行うことを念頭に置き、業績に応じて総合的に決定することを基本方針としております。

以上の方針に基づきまして、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第51期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の新規出店その他の事業展開を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金65円

配当総額 680,412,590円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年5月27日

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役祖父江宗大氏は、本総会の終結の時をもって辞任いたします。つきましては、その補欠として監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、補欠として選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、辞任する監査役の任期の満了する2020年5月開催予定の第52期定時株主総会の終結の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

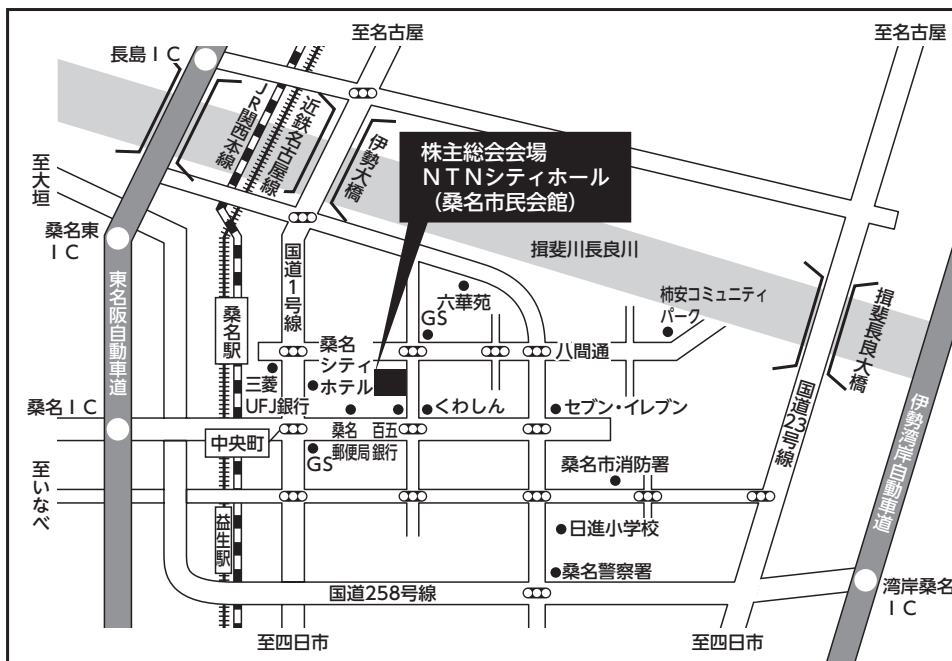
| 氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                           | 所 有 す る<br>当社株式の数 |
|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| ひ お きよ あき<br>樋 尾 清 明<br>(1954年12月14日) | 1992年 2 月 当社入社<br>2003年12月 当社取締役食品事業副本部長<br>2006年12月 当社常務取締役食品事業本部長<br>2014年 3 月 当社専務取締役営業本部長<br>2014年 5 月 当社専務取締役事業本部長<br>2017年 3 月 当社専務取締役営業本部副本部長<br>2018年 5 月 当社顧問（現任） | 8,400株            |

- (注) 1. 樋尾清明氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 略歴欄において、(現任)の表示のないものについては、現在いずれもその職を退いていることを示しております。
3. 樋尾清明氏からは、選任された場合には就任を承諾する旨の意思表示を得ております。
4. 樋尾清明氏は、長年当社の経営に携わっており、当社事業における豊富な経験と幅広い識見を活かし、監査を適切に遂行することができるものと判断しております。
5. 樋尾清明氏は、現在、当社の顧問に就任しており、顧問料を受けております。同氏が原案通り選任された場合、同氏はその時点をもって顧問を辞任する予定です。

以 上

## 会場ご案内図

会 場 三重県桑名市中央町三丁目20番地  
NTNシティホール（桑名市民会館）大ホール  
お問合せ先 (0594) 23-5500（株式会社柿安本店）



## 交通のご案内

- ・JR関西本線桑名駅、近鉄名古屋線桑名駅東口より徒歩約15分です。
- ・東名阪自動車道 桑名ICより車で約15分です。
- ・伊勢湾岸自動車道 湾岸桑名ICより車で約15分です。
- ・桑名駅東口より、午前9時から10分程度の間隔で会場行きバス便を運行いたします。バス乗場へは当社係員がご案内いたします。
- ・株主総会終了後、会場から桑名駅東口行きのバス便を運行いたします。
- ・駐車場に限りがありますので、公共交通機関または会場行きバス便をご利用ください。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。